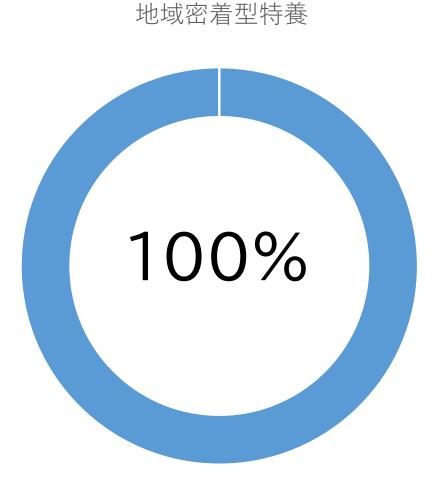
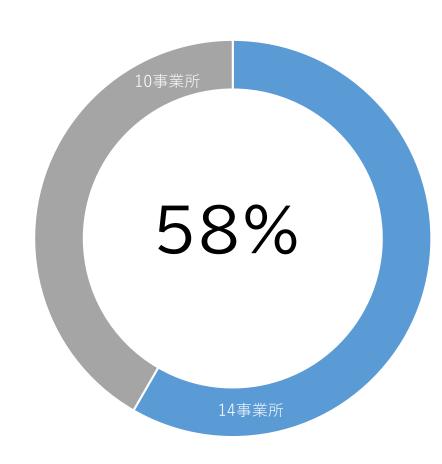
協力医療機関に関する 届出について

資料7

令和7年度提出状況について







10事業所が未提出

提出について

● 令和6年の介護報酬改定以降、「1年に1回」届出が必要。 (広島県が厚生労働省に確認) 協力医療機関として定めている場合は、提出してください。

まだ提出していない場合は?

● 速やかに提出してください。

必要な書類は?

■ 尾道市ホームページを確認してください。

介護保険>介護保険(事業者向け)>事業者向けダウンロードコーナー(指定申請・更新申請・変更届・加算の体制届)>協力医療機関に関する届出書 https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/22/80354.html

提出書類

- ・ (別紙3)協力医療機関に関する届出書
- ・ 各協力医療機関との協力内容が分かる書類 (協定書・契約書等)